

官報

平成十九年四月十三日

○第百六十六回 参議院會議録第十六号

平成十九年四月十三日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十六号

平成十九年四月十三日

午前十時開議

第一 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第二 国等における温室効果ガス等の排出の削
減に配慮した契約の推進に関する法律案(愛
知治郎君外三名発議)

第三 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 測量法の一部を改正する法律案(内閣提
出)

○本日の会議に付した案件

一、国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結
について承認を求めるの件及び国際刑事裁判
所に対する協力等に関する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

平成十九年四月十三日 参議院會議録第十六号

○議長(屬千景君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結につ
いて承認を求めるの件及び国際刑事裁判所に対す
る協力等に関する法律案について、提出者の趣旨
説明を求めたいと存じますが、御異議ございませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。麻生

外務大臣。

(國務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりま
した国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結に
ついて承認を求めるの件につきまして、趣旨を御
説明させていただきます。

この規程は、平成十年七月にローマにおいて作
成されたものであります。

この規程は、国際社会全体の関心事である最も
重大な犯罪についての訴追及び処罰を行うため、
常設の国際刑事裁判所の設立、締約国の同裁判所
に対する協力等について規定するものでありま
す。

この規程は、これまでに百四か国が締結をして
おり、昨年には裁判手続が開始されるなど、国際

刑事裁判所の活動は本格化をきてきております。
我が国がこの規程を締結することは、国際社会に
おける重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の
支配の徹底に寄与するとの見地から有意義である
と認められます。

以上が、この規程の締結について御承認を求め
るの件の趣旨であります。

次に、国際刑事裁判所に対する協力等に関する
法律案について御説明をさせていただきます。

国際刑事裁判所に関するローマ規程の我が国に
よる締結に伴い、国際刑事裁判所が管轄権を有す
る事件の捜査等への協力のための手続規定、及び
国際刑事裁判所における偽証等その運営を害する
行為についての罰則を整備する必要があります。
この法律案は、そのための法整備を行おうとする
ものであります。

この法律案の主要点について御説明をさせてい
ただきます。

第一は、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件
の捜査等への協力のため、各種の手続規定の整備
を行うものであります。

すなわち、国際刑事裁判所に対する証拠の提
供、及び引渡犯罪人の引渡しに関する規定、並び
に国際刑事裁判所の財産刑等の執行及び保全に関
する規定を整備するほか、国際刑事警察機構を通
じた国際刑事裁判所からの請求に応じるための規
定などを整備することとしたしております。

第二は、国際刑事裁判所の運営を害する行為に
ついての罰則の整備を行うものであります。

すなわち、国際刑事裁判所における偽証等の
罪、国際刑事裁判所の職員の職務に関する贈収賄
の罪などを新設することとしたしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(屬千景君) ただいまの趣旨説明に対し、
質疑の通告がございます。順次発言を許します。
大塚直史君。

(大塚直史君登壇、拍手)

○大塚直史君 ただいま議題となりましたICC
C、国際刑事裁判所のためのローマ規程の締結、
そしてその関連法案につきまして、民主党・新緑
風会を代表して、関係各大臣に質問いたします。

一昨年の三月三十一日、スーダンの状況が国連
安保理決議一五九三によってICC、国際刑事裁
判所に付託をされました。国連によると、二〇〇
三年以来、ダルフルでは二十万人が虐殺され、
合計二百五十万人が難民となっており、現在でも
完全に国際的な支援に頼って生活をしておりま
す。

決議採択に当たって、当時安保理非常任理事国
であった我が国は賛成票を投じました。十二か国
が賛成、反対ゼロ、そしてアメリカ、中国を含む
四か国が欠席をしましたが、拒否権は行使されず
採択に至りました。

外務大臣に伺います。

公然とICC、国際刑事裁判所に対する反対を
表明してきた米国の拒否権行使しなかったのは、
こうした場面で我が国の働き掛けもあったの
でしようか。ICCに対する米国の姿勢に変化の
兆しを見る向きもあります。大臣の見解を伺いま
す。

さて、昨年の夏、私は機会を得てダルフルの
カルマ難民キャンプを訪問し、医療団の皆さんと
一緒に一週間寝食をともにいたしました。平穩
だった村がジャンジャウィードと呼ばれる武装集
団に襲われ、虐殺から逃れてキャンプ生活をして
いるわけですが、現在でも薪を集めにキャンプ外
に出た女性たちが月に百人単位でレイプされると

議事日程追加の件 国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案(趣旨説明)

いう報告もなされています。

滞在中、スーダン人精神科医の行った現地調査に参加することができました。部族長に了解を取って、木の下などに二十人ほどが車座になり、質問票に従ってキャンプの生活の実情を語ってもらいました。身の安全、移動の自由がないこと、食料、水、医療、学校がないことなどが語られました。もちろん、この質問票ではICC、国際刑事裁判所については触れられてはいませんでした。

外務大臣に伺います。

目の前の生死にかかわる状況を生き延び、長い時間が経過をし、和解が語られるようになるプロセスを通じて、我が国としてはどのような支援をお考えでしょうか。緒方JICA理事長が最近視察されたガチャチャなどの伝統的な和解方法と国際刑事裁判所は今後どんな関係を持ち得るのでしょうか。また、真実和解委員会のような取組と国際刑事裁判所はどのように補完をしていくのでしょうか。大臣の御認識をお聞かせください。

現地の医師には、目の前の病人を助けることはできても、紛争の原因を取り除くことはできません。ICC、国際刑事裁判所は、許し難い戦争犯罪や人道に対する罪を犯した個人を国境を越えて訴追、処罰することで、何をやってもし許されるという不処罰をなくし、もって法の支配を実現しようとするものであります。

外務大臣並びに法務大臣に伺います。

ICCローマ規程採択後、二〇〇〇年にコソボと東チモールが、そして二〇〇二年にシエラレオネ特別法廷が設立されました。ICC発効後も、二〇〇三年にカンボジア特別法廷がつくられました。国際刑事裁判所と国際化された国内裁判

所はどのような関係にあるのでしょうか。また、サダム・フセインが裁かれたイラク特別法廷は、ICCと比べてどのような違いがあるとお考えでしょうか。

さて、本年二月二十七日、ICCの検察官は、人道に対する罪と戦争犯罪五十一件に関与したとして、スーダン人道問題大臣とジャンジャウィードの指導者の名前を挙げ、証拠を予審裁判部に提出をいたしました。検察局は、スーダンの元内務大臣及び武装集団の指導者の両名を共犯として起訴するに足る証拠がそろったと発表し、会見の様子は全世界に生中継されました。予審裁判部は、これらの情報を総合的に検討して、召喚及び訴追開始の可否について判断を下すこととなります。そこで、外務大臣に伺います。

今後、逮捕状が発付され、容疑者の逮捕などについて現地で十分な協力が得られない場合、我が国は締約国として今後どのような協力を行っていくのでしょうか。外務大臣の御認識をお聞かせください。

さて、我が国は、この条約を締結すれば百五番目の締約国となります。思えば、第二次世界大戦後、事後法による勝者の裁きのそりを免れることができないニュルンベルクと東京裁判の反省を踏まえて、国連のILC、国際法委員会で議論が重ねられ、さらに、旧ユーゴ国際刑事裁判所やルワンダ国際刑事裁判所の経験を経て、人類が初めて手にした常設の国際刑事裁判所がICCであります。昨年来日されたドイツのカウルICC判事は、日本の加盟はICC設立以来最大の出来事であるとまで評しました。

外務大臣及び法務大臣に伺います。
東京裁判を経験した我が国がICCに加盟する

ことにどのような歴史的な意義を感じておられるでしょうか。

さて、国際社会は、人間の安全保障を外交の柱としている我が国の動向に注目をしております。我が国がICCを政策上どのように位置付けているのか、アジア諸国を含めた世界各国が重大な関心を寄せているのであります。というのも、常設の国際刑事裁判所の設立の根拠にあるものが、人間の安全保障の理念そのものだからであります。

一九九八年のローマ規程採択に当たり、国際刑事裁判所の管轄権をめぐって外交会議が紛糾したときに、收拾案を提示してその解決に大きな貢献を果たしたのは当時の小和田大使率いる日本代表団でありました。以来十年間にわたって我が国は国内法の未整備を理由に条約の締結を行わなかったわけですが、今回の法案を見る限り、十年間の国内法の法整備の結果とはどうしても思うことができません。

外務大臣及び法務大臣に伺います。

この法案の整備にどうしてこのように時間が掛かったのでしょうか。国内法の整備というのは単なる言い訳だったのではないのでしょうか。

現在、ICC、国際刑事裁判所では、十八名の裁判官のうち二名の欠員が生じています。地域代表性の面でもアジア出身者が不足しているのが現状であります。この二名の欠員のうち、少なくとも一名については本年十一月の締約国会議で補充選挙が行われる予定です。

そこで、法務大臣に伺います。

本年開催予定の補充裁判官の選出に我が国から推薦を行う意向はあるのでしょうか。また、判事選出に当たって、どのような基準、手続をもって最もふさわしい人材を選ぶおつもりか、お伺いし

ます。
御存じのように、現在、アジアはICC締約国が最も少ない地域となっております。オセアニアを除くアジア地域では、二十四か国中わずか五か国が締約国という有様です。しかし、この批准した五か国のうち、我が国が積極的に法整備支援を行った結果、見事批准にこぎ着けたのがカンボジアであります。

外務大臣に伺います。
日本がアジアにおけるICCの普遍的管轄権達成の推進役となるためにどのような方策をお考えでしょうか。例えばカナダでは、施行法を發布するとともに、外務省などを通じて批准ガイドのようなものキットとして無償配布したといえます。アジアで日本が求められているのもこうした心構えだと思われませんが、我が国はどのような取組の準備と意思をお持ちでしょうか。

さて、人間の安全保障という言葉は、一九九四年に国連開発計画が使い出して有名になりましたが、一般化されたのはまだ最近のことです。しかも、この言葉はICCのためのローマ規程起草時にも想起されており、規程の採択と並行して人間の安全保障の概念も発展及び一般化したと言ったことができます。

その一方、二〇〇五年の国連サミットで保護する責任という概念の枠組みが国際的に認められました。国家主権には国民を保護する責任が伴うということ、そうした責任が果たされない場合、例えば九四年のルワンダにおいては百日間で八十万人が虐殺されたと言われていますが、ある国家が当該国民を保護する能力も意思もない場合、国際社会がこれに代わって被害者を保護することがうたわれております。国際刑事裁判所及び保護する

責任という概念は、ともに人間の安全保障政策の重要な要素を成すものであり、今後我が国においても政策の基礎に据える理念として研究すべきものと考えますが、外務大臣の御認識を伺います。

ICC、国際刑事裁判所の制度を実効的かつ普遍的なものとするために重要な役割を果たすのに、ICC特権免除協定、APIIC、エーピックと呼ばれる補完協定があります。

この協定は、ICCの裁判官、検察官、書記などに対して外交使節長と同等の特権及び免除を享受する権利を保障するものであります。ICCは国連の機関ではないために、一九四六年に採択された国連特権免除条約と同等の法人格を保障するための協定であります。

我が国は、この協定について、ローマ規程と同じ九八年七月十七日に採択された最終合意書においてその草案の作成に賛成をしております。この協定に対する我が国の今後の取組を外務大臣、法務大臣に伺います。

さて、ICCにはこれまでの国際司法機関にない特徴として被害者信託基金が設けられております。現在、基金の規模は二百三十七万ユーロ、約三億七千万円となっております。この基金の目的は、紛争などによって破壊された日常を取り戻すための救済と補償にあります。当然支援すべきものと考えますが、この機構に対する我が国の姿勢を外務大臣に伺います。

御存じのように、ICCのためのローマ規程を米国は締結しておりません。しかし、その前身となるICTR、ICTYの設立に当たっては米国は大変大きな貢献をしたほか、ローマ規程採択会議でも、補完性の原則に関する厳格な適用、そして修正手続規定、犯罪人引渡し及び協力に関する

均衡の取れた手続規定などの分野でその発展に大きな貢献をいたしました。米国のICC加盟は正に機能する国際刑事裁判所にとって不可欠のものと言えます。我が国は同盟国として米国のICC加盟に今後どのような働き掛けを行っていくのか、外務大臣の御決意をお聞かせください。

さて、昨年十二月に二日間にわたって憲政記念館で開催されましたICCと人間の安全保障のための国際会議では、我が国の超党派国会議員のほか、多くの関係各位の御協力により、世界五十九か国、百四十二名の国会議員が日本を訪れ、フィリップ・キルシュICC所長も含め、参加者総数が三百十二名という大規模な国際会議となりました。スーダン、アフガニスタン、イラクなどの議長を含む多くの紛争当事国も参加をし、ICCと人間の安全保障に対する各国の希望と日本の活躍に対する大きな期待を感じさせました。ICC、国際刑事裁判所設立は、力の支配から法の支配へと向かう国際社会の歴史的な前進であり、今回の日本の加盟には各国の期待が集まっております。

今週はICCJ、国際司法裁判所のヒギンズ所長が来日をされ、一昨日は国連大学において法の支配と市民社会という講演が行われました。ICCJは国家をその司法の対象とする国連機関であります。原爆の使用を原則的に違法とする勧告的意見を明らかにするなど数々の貢献を行ってまいりました。

一方、ICCは、個人をその司法の対象とし条約によって二〇〇二年に設立された国際機関であります。二〇〇九年の規程見直し会議においては、原爆を含む大量破壊兵器の使用、侵略、テロなどをローマ規程の罪刑に含めることも検討されることがあります。日本が今後締結国としてこう

した場において大きな活躍を続けることを確信するものであります。

○議長(扇千景君) 時間が超過しております。簡単に願います。

○大塚直史君(統) ICCに代表される人間の安全保障に係る国際社会の努力、そして日本の貢献は、決してこれが初めてのものではなく、また最後のものでもないことを強調して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) それでは、大塚議員から十一問いただいたいております。

まず、スーダン・ダルフルの事態についてICCへ付託する旨の安保理決議についてのお尋ねがありました。

同決議の採択におきましては、我が国を含めてイギリス、フランス、ロシアなど十一か国が賛成票を投じ、アメリカを含む他の理事国も反対することなく棄権をいたしております。当時、日本は、安保理非常任理事国として、ダルフルにおけます国際人道法及び人権法の重大な違反を重く受け止めて、同決議の採択に向けて米国を含む関係各国と緊密に連絡、協議をいたしております。こうした我が国の外交努力もあり、結果として、常任理事国による拒否権の行使はなく、同決議は採択されるに至ったものだというように考えております。

続いて、ガチャチャやいわゆる真実和解委員会と言われますICCとの関係についてのお尋ねがありました。

ICCは各国の国内裁判において適切な捜査、訴追がなされない場合のみ管轄権を行使することとされており、このことは補完性の原則とも呼ば

れております。

ルワンダにおけますガチャチャのような各国固有の裁判手続や東チモールの実事和解委員会下におけますいろいろな手続は、一定の範囲で関連の犯罪につき処罰や真相解明を行うおとするものでもあります。このような手続で扱われる事件につきましては、ICCが管轄権を行使するか否かにつきましては、個別具体的な事情によりますので一概に申し上げることは困難です。

いずれにいたしましても、ICCとしては、補完性の原則に基づき、各国の国内において適切な捜査、訴追がなされない場合に管轄権を行使することとなります。

次に、ICCと他の裁判との関係及び相違についてのお尋ねがありました。

御指摘のあったいわゆる国際化された国内裁判所は、いずれもICCローマ規程の発効に先立ち、各国の状況に応じ設立のための議論が開始されたものであります。その後、ICCが常設の国際刑事法廷として活動を開始したところから、今後は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の防止及び処罰につきましては、ICCが世界的な範囲で大きな役割を果たすことが期待されております。

ICCとイラク特別法廷との違いは、ICCがICCローマ規程という国際法によって設立されたものに対し、イラク特別法廷はあくまでもイラクの国内法により設置された点にあります。また、それぞれの対象犯罪、訴追の対象期間につき一定の相違が見られるところは御存じのとおりです。

続いて、スーダン・ダルフルの事態についてICCの捜査への協力についてのお尋ねがありました。

仮に被疑者が我が国にいる場合、今後、ICCが被疑者の逮捕状を発し、その引渡請求を日本に對して行うことがあれば、国際刑事裁判所に對する協力等に関する法律に從つて原則としてICCへ該当者を引き渡すこととなります。また、被疑者が我が国にいない場合であっても、ICCから関連の請求があれば、同法律に從つてICCへの証拠の提供などの必要な対応を行つていく考えであります。

続いて、東京裁判所を経験した我が国がICCに加盟することの意義についてのお尋ねがあつております。

日本は国と国との関係において、極東軍事裁判について異議を申し立てる立場にないと考えてはおりますが、同裁判につきまして、御指摘のとおり、事後法の禁止に反するなど、法的な諸問題に關しいろいろ議論があることは承知をいたしております。

ICCは常設の国際刑事法廷として設立され、ICCローマ規程に從い運営されております。同規程には、罪刑法定主義、刑事責任の不遡及を始めたとする刑法の一般原則、裁判官や検察官の選挙制度、捜査、公判の手續などが規定されております。国際社会における法の支配の促進に資するものと考えております。

日本といしましては、ICCへの加盟により、集団殺害犯罪などを犯した個人の不処罰を許さないとの決意を明確にし、これらの犯罪を犯した個人を処罰する包圍網の一翼を担つていきたいと考えております。このように、我が国のICCへの加盟は歴史的に大きな意義を有するものと考えております。

次に、国内法整備に時間が掛かつた理由について

てのお尋ねがあつておりました。

我が国によるICCローマ規程の締結に当たりましては、集団殺害犯罪などの同規程の対象犯罪と国内法との関係についての検討や、各国の対応状況などについて調査を行うことが必要でありました。その上で、ICCへの協力を実施するための手続などを定めた新たな国内法を整備することが必要でした。したがしまして、関係省庁で上述の作業に鋭意取り組んできたところ、今国会において同規程の締結につき承認をお願いすることとなつた次第であります。

次に、アジア諸国における国際刑事裁判所への加盟に關し、我が国としての働き掛け及び支援についてのお尋ねがあつております。

今国会において、ICCローマ規程の締結につき御承認をいただければ、我が国といしましては、ICC加盟国として、特にアジア諸国を始めとするICC未加盟国に對しICCへの加盟を積極的に働き掛けていく考えであります。

具体的には、様々な機会を利用して直接働き掛けを行いますほか、ICCによる広報活動との連携なども考えられます。また、我が国は、従来より、カンボジアの例を引かれましたが、アジアを中心とする開発途上国に對し、法制度の整備支援に力を入れてきたところであります。こうした努力を通じて、国際社会における法の支配の重要性に對する各国の理解が深まり、ひいてはICC加盟国の増大にもつながっていくと考えております。

続いて、ICC及び保護する責任という概念についてのお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、ICC及び保護する責任の概念は、いずれも、世界の人々を人道に對する罪、戦争犯罪から守ることを目的の一つとしたし

ております。こうした犯罪が発生する事態は、人間の安全保障が脅かされるような極端な状況であると認識をいたしております。

日本といしましては、こうした認識を踏まえ、ICCを含め人間の安全保障に関する活動に引き続き積極的に取り組んでいく考えであります。加えて、国連などにおける議論にも主体的に参加をしてまいりたいと考えております。

次に、国際刑事裁判所の特権及び免除に關する協定、ICC特権免除協定についてのお尋ねがあつております。

我が国におきましては、ICCの事務所の設置などを前提とした特権免除を付与する必要性がなく、長期にわたつてICC職員などが活動することと現時点では想定されておられません。したがつて、我が国といしましては同協定を締結する必要性が乏しいことから、これを締結しないことといたしております。

なお、ICCの裁判官、検察官などにはICCローマ規程により既に特権免除が付与されており、我が国がICC特権免除協定を締結しないことにより問題が生じることはないと考えております。

続いて、被害者などの信託基金に關する我が国の取組についてのお尋ねがあつております。

議員御指摘のとおり、同基金は、ICCが管轄権を有する犯罪の被害者及びその家族のために設置され、ICCの命令により被害者などに対する賠償の支払などを行うこととされております。日本といしましては、ICC加盟後は、同基金の活動状況などを見極めつつ、同基金の關係について検討してまいりたいと考えております。

最後に、米国のICC加盟に向けた働き掛けに

ついてのお尋ねがあつております。

我が国が率先してICCへ加盟することにより、他の未加盟国の加盟を促進し、ICCをより普遍的な組織にすることが期待をされております。我が国といしましては、米国との間におきましてもICCについて適切な働き掛けを今後行つてまいる考えであります。(拍手)

(国務大臣長勢基遠君登壇、拍手)

○国務大臣(長勢基遠君) 犬塚直史議員にお答え申し上げます。

まず、国際刑事裁判所と、いわゆる国際化された国内裁判所との關係などについてのお尋ねがありました。

いわゆる国際化された国内裁判所と言われるものは、過去に設立された国連と当該国との協定等により一時的な裁判所として特定の事件を裁判するためのものを指すものと思ひますが、国際刑事裁判所、いわゆるICCは、国際刑事裁判所に關するローマ規程、いわゆるICC規程に基づき常設の国際刑事法廷として設立されたものであり、今後は、一時的に設立されるいわゆる国際化された国内裁判所に代わつて、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の防止及び処罰に当たり、役割を果たすことが期待されているものと承知をいたしております。

続いて、ICCとイラク特別法廷との違いに關してでございますが、ICCがICC規程という国際法に基づき設置されて裁判が行われている国際裁判所であるのに対し、イラク特別法廷は、同国の国内法に基づき設置されて裁判が行われている国内裁判所であるなどの違いがあるものと承知をいたしております。

次に、東京裁判を経験した我が国がICCに加

盟することの歴史的意義についてお尋ねがありました。

ICCは、国際社会にとつて最も重大な犯罪を犯した個人を訴追し、処罰するための初めての常設の国際的な刑事裁判所であります。我が国がICCに加盟することにより、集団殺害犯罪等の重大犯罪を犯した個人が不処罰のままに放置されることを許さないとの我が国の決意を明確に示すことができ、このような犯罪を犯した個人を処罰する国際社会の取組に参加することになると考えております。我が国がこのような役割を国際社会において果たすことは、歴史的にも大きな意義を有していると考えております。

次に、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案の整備にどうしてこのように時間が掛かったのかなどについてお尋ねがありました。

我が国によるICC規程の締結に当たっては、条約上の義務として、ICCへの協力を実施するための手続やICCの運営を害する罪等の処罰等を定める新たな国内法の整備について検討する必要がありますが、また、集団殺害犯罪等の同規程の対象犯罪と国内法との関係についての検討や各国の対応状況等の調査を行うことも必要でありました。外務省を始めとする関係省庁でこのような作業に取り組んできたところ、今国会において本法案の審議をお願いすることとなったものであります。次に、本年開催予定の次期締約国会議において、補充裁判官の選出を目指して推薦を行う意向はあるのか、また、判事選出に当たつてどのような基準、手続をもって最もふさわしい人材を選ぶつもりかとお尋ねがありました。

法務省としては、ICC加盟後は、ICCが国際社会における重大な犯罪行為の撲滅と予防につ

き果たしている大きな役割にかんがみ、その裁判官の選挙に当たっては、候補者の擁立の可能性等につき、ICC規程が定める裁判官の資格要件や選出手続を踏まえ、外務省とともに適切に検討していきたいと考えております。

最後に、国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定というICC規程の補完協定に関する我が国の今後の取組についてお尋ねがありました。

ICCの特権及び免除に関する協定については、我が国においてICC職員等が長期にわたって活動することが現在では想定されないことなどにかんがみ、現時点では我が国にとつてその締結の必要性が乏しいことから、締結しないこととするものと承知をいたしております。(拍手)

○議長(扇千景君) 遠山清彦君。

〔遠山清彦君登壇、拍手〕

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりましたいいわゆる国際刑事裁判所に関するローマ規程及び同裁判所に対する協力等に関する法律案につき質問いたします。

公明党は、国際刑事裁判所、いわゆるICCがオランダのハーグに設置された二〇〇二年七月の直前に党内に日本の早期加盟を推進する小委員会を設け、また、その後、マニフェストの中にもそのことを明記して精力的に活動してまいりました。

私自身、本院議員として行った初めての国会質問は、二〇〇一年十月十九日のテロ特措法等に関する代表質問でございました。その中で、当時発生した米国同時多発テロに象徴されるようなテロリズムの再発防止を目的とする国際司法機能強化

の一環として、政府に対しICCの早期設置への努力を強く求めました。それから六年経過した本年、日本の加盟がようやく実現する運びとなったことは誠に感無量であります。

ICCは、戦争犯罪並びに重大な人道上の罪に関し、それを犯した個人を裁く常設の国際裁判所であり、国際法上いわゆる不処罰の文化をなくしていくための画期的な第一歩ととらえられております。人類の歴史の中では、集団殺害や集団レイプ、民族浄化等、おぞましい犯罪が繰り返されてきましたが、国家やそれに準ずる組織の名の下に行われた場合、しばしばそれらの犯罪行為の個人責任は不問に付され、処罰を免れてまいりました。ICCの登場はこの不処罰の文化と人類が決別することを宣言したものであり、これから加盟する日本は、戦後一貫して平和主義を貫いてきた国として、この歴史的に極めて重要な作業の中で積極的な役割を果たすべきであるということをまず強調するものであります。

このことを念頭に、四点、外務大臣にお尋ね申し上げます。

日本のICCへの加盟が遅れたことに関し、ICCに対し消極的な態度を取ってきた米国政府への政治的配慮があつたとの指摘が野党の一部などでありますが、これは根拠がないと考えます。なぜなら、日本は以前から一貫して国際刑事裁判の実施について積極的であり、例えば旧ユーゴ国際刑事裁判所、ICTY、ルワンダ国際刑事裁判所、ICTR及びカンボジアにおけるクメール・ルージュ裁判に対し、財政負担も含め、人的貢献も含め、強力に支援してきた実績があるからであります。他方、米国政府が自国兵士のICCによる訴追を懸念し、それを回避するための二国間協

定を締結してきたことは事実であります。今後、米国が同様の協定締結を日本に求めてきた場合の対応について、外務大臣の見解を求めます。

次に、日本は加盟後、ICCへの最大資金拠出国となります。ローマ規程の再検討会議や判事の一部改選が予定されている二〇〇九年をにらみ、最大拠出国にふさわしい人的貢献の強化を図るとともに、財政規律の確保を含むICCのガバナンス強化についても日本はリーダーシップを取るべきと考えます。先ほど言及した旧ユーゴ、ルワンダに関するアドホックな刑事裁判所の分担金も、毎年、現在では合わせて六十億円を超えており、常設のICCの運営の効率化については、その財政負担についての国民の理解を得るためにも、政府に最大限の努力を求めたいと思います。外務大臣の御所見を求めます。

また、二〇〇九年の再検討会議の議題としては、先送りされております侵略の罪の定義や核兵器を含む大量破壊兵器の扱い、テロリズムや麻薬犯罪とICC管轄権の問題が予定されていると認識しております。これらは国連での議論でもなかなか合意が得られない難問であると承知しておりますけれども、国際社会における法の支配の強化、ICCの紛争予防及び犯罪抑止力を高めるためにも避けて通れないテーマだと考えます。特に、アジア地域においては、国境を越えたテロ組織の活動が現存し、その資金源として麻薬犯罪の存在も指摘されているところであります。また、核兵器の問題につきましても、正に北朝鮮の核保有という眼前の課題を日本は突き付けられております。日本として積極的な議論のリードを図っていただきたいと考えますが、政府の方針を伺います。

最後に、武器貿易条約の件について伺います。
毎年世界で約五十万人もの犠牲者を出している武器は、小銃などの小型武器であり、一部専門家の間では、これこそ、小型武器こそ事実上の大量破壊兵器だとの声もごいます。不安定な地域、社会における暴力志向の強い組織の需要に応じ、しばしば非合法的な流通ルートで殺傷能力の高い小型武器が供給され、このような大量の犠牲者が出ていることは、本日議題となっており、ICCの基本理念への重大なる挑戦と言っても過言ではございません。

政府は既に外務省を中心にこの小型武器の問題に精力的に取り組んでいただいていると承知しておりますけれども、ICC加盟後は、この非合法的な武器取引、移譲を規制する武器貿易条約、いわゆるATTの制定に向けて特段の努力をしていただきたいということを強く要望申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 遠山議員より四問いただいております。

まず、米国との二国間合意に関する我が国の対応についてのお尋ねがございました。

米国は、米国の同意なく米国民がICCに引き渡され得ることを懸念し、すべての米国民について米国の同意なくICCに引き渡さない旨の二国間合意を締結することを各国に提案してきております。

日本といたしましては、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を犯した者の訴追を確保するというICCの趣旨にかんがみ、ICC規程の締結に当たり、このような二国間合意は締結しないと考えております。

なお、主なICC締約国であります、英、仏、独、伊などを始めとするEU諸国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国は、このような米国との間での二国間合意は締結していないと承知をいたしております。

次に、我が国のICCに対する貢献についての御尋ねがありました。

ICCは、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅と予防につき大きな役割を果たしてきたと考えております。我が国としては、このようなICCの重要な役割にかんがみ、ICCの加盟後は、ICCに対する幅広い貢献を積極的に行っていくたいと考えております。

具体的には、裁判官、またICC事務局職員への我が国出身者の送り込みなど、人材面での貢献を今後一層積極的に行うてまいります。また、ICCの効率的運用を図るべく、財政規律の確保も含め、ICCの運営に関する議論などにも、主要な締約国の一つとして積極的に参加をしていくと考えております。

続いて、二〇〇九年に招集されるICCローマ規程の改正を審議するための検討会議についてのお尋ねがありました。

二〇〇九年の検討会議における具体的な議題については今後調整をされる予定ですが、議員御指摘のとおり、侵略犯罪の定義とともに、核兵器を含む大量破壊兵器の使用、テロ行為及び麻薬犯罪などをICCの対象犯罪化とすることは是非について議論することが考えられております。

日本といたしましては、ICC加盟後は、主要な加盟国の一つとして、これら関連の議論に一層積極的に参加をしてまいりたいと考えております。

最後に、武器貿易条約についてのお尋ねがありました。

日本は武器輸出三原則の下、原則として武器を輸出しておりません。また、国連などにおいて小型武器を含む通常兵器の問題に積極的に関与し、取り組んでおりますのは、御存じのとおりです。

武器貿易条約の構想は、こうした我が国の立場と基本的に合致するものと考えております。日本は、これまでも国連への決議案提出や東京でのワークショップ開催などを通じ同条約に対する国際的議論に積極的に関与を続けており、ICC加盟後もこうした努力を引き続き続けてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教科学委員長狩野安君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔狩野安君登壇、拍手〕

○狩野安君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定等の締結に伴い、同協定等に基づく

我が国の義務の履行を確保するため、主務大臣が、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対して必要な措置をとることを求めることができることとするものであります。

委員会におきましては、核融合エネルギー実現の可能性、イーター計画に係る評価体制の確立と国民への理解増進の必要性、日本原子力研究開発機構の安全研究予算の充実に付いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十四

賛成

百八十一

反対

三

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案(愛知治郎君外三名発議)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長大石正光君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大石正光君登壇、拍手〕

○大石正光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党の三会派を代表する愛知治郎君、川口順子君、福山哲郎君、加藤修一君の発議に係るものであります。

その内容は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷を少なく、持続的発展の可能な社会の構築に資するため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、発議者愛知治郎君から趣旨説明を聴取した後、直ちに討論に入りましたところ、日本共産党の市田委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十

賛成

百六十八

反対

十二

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第三 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鶴保庸介君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を引き上げるとともに、障

害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律に基づく給付の法的性格、中国残留邦人に対する支援策の在り方、一般戦災者に対する賠償についての考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十三

賛成

百八十三

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第四 測量法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長大江康弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大江康弘君登壇、拍手〕

○大江康弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、測量において得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の測量成果を電磁的方法により提供する制度の創設、測量成果の複製又は使用に係る規制の合理化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、測量成果のインターネット提供による便益と個人情報保護等への配慮、複製承認手続の適正化やワンストップサービスの円滑な運用等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を御報告申し上げます。

投票総数 百八十五

賛成 百八十五

反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 今泉 昭君

議員
近藤 正道君 浜田 昌良君
鰐淵 洋子君 又市 征治君
谷合 正明君 澤 雄二君
小泉 昭男君 遠山 清彦君
浮島とも子君 山本 香苗君
小池 正勝君 山本 貞雄君
渡辺 孝男君 山本 保君
高野 博師君 福本 潤一君
世耕 弘成君 鶴保 庸介君
福島みずほ君 加藤 修一君
西田 実仁君 松 あきら君
弘友 和夫君 山内 俊夫君

中川 義雄君 荒木 清寛君
山口那津男君 風間 昶君
林 芳正君 浅野 勝人君
武見 敬三君 国井 正幸君
山下 栄一君 白浜 一良君
南野知恵子君 吉村剛太郎君
山崎 正昭君 若林 正俊君
田村耕太郎君 北川イッセイ君
河合 常則君 関口 昌一君
椎名 一保君 坂本由紀子君
末松 信介君 中川 雅治君
二之湯 智君 野村 哲郎君
荻原 健司君 岡田 直樹君
秋元 司君 山谷えり子君
山本 順三君 有村 治子君
中村 博彦君 岡田 広君
大仁田 厚君 岸 宏一君
山崎 力君 田村 公平君
田浦 直君 佐藤 昭郎君
阿部 正俊君 岩永 浩美君
鈴木 政二君 魚住 汎英君
岩井 國臣君 金田 勝年君
北岡 秀二君 景山俊太郎君
市川 一朗君 狩野 安君
佐藤 泰三君 尾辻 秀久君
清水嘉与子君 小野 清子君
鴻池 祥肇君 松田 岩夫君
片山虎之助君 松山 政司君
藤野 公孝君 長谷川憲正君
神取 忍君 松村 祥史君
亀井 郁夫君 岸 信夫君

舛添 要一君 藤井 基之君
愛知 治郎君 西島 英利君
伊達 忠一君 野上浩太郎君
中島 啓雄君 大野つや子君
松村 龍二君 保坂 三蔵君
矢野 哲朗君 脇 雅史君
加納 時男君 谷川 秀善君
中原 爽君 橋本 聖子君
青木 幹雄君 中曾根弘文君
竹山 裕君 櫻井 新君
関谷 勝嗣君 倉田 寛之君
鈴木 陽悦君 尾立 源幸君
藤末 健三君 富岡由紀夫君
松下 新平君 荒井 広幸君
藤本 祐司君 那谷屋正義君
白 眞勲君 下田 敦子君
小林 正夫君 柳澤 光美君
主演 了君 芝 博一君
大江 康弘君 平野 達男君
森 ゆうこ君 松井 孝治君
櫻井 充君 福山 哲郎君
浅尾慶一郎君 木俣 佳丈君
羽田雄一郎君 加藤 敏幸君
北澤 俊美君 峰崎 直樹君
直嶋 正行君 円 より子君
和田ひろ子君 山本 孝史君
小林 元君 高嶋 良充君
田名部匡省君 江田 五月君
西岡 武夫君 広中和歌子君
渡辺 秀央君 山下八洲夫君
角田 義一君 郡司 彰君
蓮 舫君 林 久美子君

広田 一君 小林美恵子君
島田智哉子君 大久保 勉君
前川 清成君 紙 智子君
松岡 徹君 津田弥太郎君
犬塚 直史君 水岡 俊一君
仁比 聡平君 鈴木 寛君
岩本 司君 樺葉賀津也君
シルン マルテ君 黒岩 宇洋君
大門実紀史君 井上 哲士君
高橋 千秋君 藤原 正司君
神本美恵子君 山根 隆治君
緒方 靖夫君 小池 晃君
内藤 正光君 佐藤 道夫君
朝日 俊弘君 平田 健二君
家西 悟君 吉川 春子君
市田 忠義君 小川 敏夫君
興石 東君 築瀬 進君
伊藤 基隆君 千葉 景子君
岡崎トミ子君 大石 正光君
前田 武志君 佐藤 泰介君
柳田 稔君

国務大臣

法務大臣

外務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣

副大臣

外務副大臣

浅野 勝人君

長勢 甚遠君

麻生 太郎君

伊吹 文明君

柳澤 伯夫君

冬柴 鐵三君

若林 正俊君

議長の報告事項

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

松井 孝治君

補欠 尾立 源幸君

総務委員

若林 秀樹君

補欠 芝 博一君

法務委員

愛知 治郎君

補欠 青木 幹雄君

外交防衛委員

喜納 昌吉君

補欠 松下 新平君

財政金融委員

尾立 源幸君

補欠 松井 孝治君

厚生労働委員

小林 正夫君

補欠 山本 孝史君

農林水産委員

前田 武志君

補欠 下田 敦子君

経済産業委員

松井 孝治君

補欠 喜納 昌吉君

国土交通委員

山本 孝史君

補欠 若林 秀樹君

環境委員

下田 敦子君

補欠 前田 武志君

環境委員

青木 幹雄君

補欠 愛知 治郎君

行政監視委員

鈴木 寛君

補欠 林 久美子君

議院運営委員

林 久美子君

補欠 鈴木 寛君

行政監視委員会

理事 福島啓史郎君

理事 山崎 力君

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

温泉法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

温泉法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

温泉法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

温泉法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

温泉法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

温泉法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

社会保険に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

裁判官の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案

種痘法の一部を改正する法律案

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

総務委員

長谷川憲正君

補欠 後藤 博子君

外交防衛委員

松下 新平君

補欠 喜納 昌吉君

財政金融委員

岸 信夫君

補欠 真鍋 賢二君

文教科学委員

松井 孝治君

補欠 尾立 源幸君

厚生労働委員

鰐淵 洋子君

補欠 荒木 清寛君

農林水産委員

山本 孝史君

補欠 小川 敏夫君

国土交通委員

野村 哲郎君

補欠 矢野 哲朗君

環境委員

魚住裕一郎君

補欠 渡辺 孝男君

環境委員

後藤 博子君

補欠 長谷川憲正君

行政監視委員

真鍋 賢二君

補欠 岸 信夫君

行政監視委員

矢野 哲朗君

補欠 野村 哲郎君

議院運営委員

辞任

鈴木 寛君

補欠

林 久美子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案(閣法第三二号)

地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一三三三号)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(閣法第一五五号)

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(閣法第一四四号)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(閣法第四一四号)

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

雇用基本法案(大島敦君外二名提出)(衆第一三三三号)

労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案(加藤公一君外二名提出)(衆第一四四号)

若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案(山井和則君外二名提出)(衆第一五五号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)審査報告書

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案(参第一号)審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)審査報告書

測量法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

放射性ヨウ素取扱施設における安全確保に関する質問主意書(小川敏夫君提出)(第二五五号)

同日議員から次の懲罰動議が提出された。

議員坂本由紀子君を懲罰に付するの動議(津田弥太郎君外八名提出)

審査報告書

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年四月十二日

文教科学委員長 狩野 安

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定等の締結に伴い、同協定等に基づく我が国の義務の履行を確保するため、主

務大臣が、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対して、必要な措置をとることを求めることができることとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年三月二十九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十九条」に、「第二十九條―第三十一條」を「第三十條―第三十二條」に改める。

第三十一條を第三十二條とし、第三十條を第三十一條とし、第二十九條を第三十條とする。

第四章中第二十八條を第二十九條とし、第二十四條から第二十七條までを一条ずつ繰り下げる。

第二十三條の次に次の一条を加える。

(主務大臣の要求)

第二十四條 主務大臣は、原子力の研究、開発及

び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならない。

附則 第八條第三項中「第二十五條第一項第四号」を「第二十六條第一項第四号」に、「第三十條第二号」を「第三十一條第二号」に改める。

附則

この法律は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の効力発生の日又は核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の効力発生の日のうちいずれか早い日から施行する。

審査報告書

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年四月十二日

参議院議長 扇 千景殿

環境委員長 大石 正光

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資するため、国

等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に關し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に關する法律案
右の議案を發議する。

平成十九年四月十一日

發議者

愛知 治郎 山口 順子
加藤 修一 福山 哲郎
賛成者
大野つや子 橋本 聖子
西田 吉宏 真鍋 賢二
矢野 哲朗 山崎 正昭
山下 英利 岡崎トミ子
小林 元 谷 博之
平田 健二 山根 隆治
荒木 清寛 草川 昭三
田村 秀昭 荒井 広幸

参議院議長 扇 千景殿

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に關する法律

(目的)

第一条 この法律は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に關し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、

もつて環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「温室効果ガス等」とは、温室効果ガスその他環境への負荷(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の原因となる物質をいう。

2 この法律において「国等」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。

3 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

5 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(国及び独立行政法人等の責務)
第三条 国及び独立行政法人等は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの

合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、国及び当該独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めなければならない。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるとする。

(基本方針)
第五条 国は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に關する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に關する基本的方向
二 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき次に掲げる契約における温室効果ガス等の排出の削減に關する基本的事項
イ 電気の供給を受ける契約
ロ 使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約
三 省エネルギー改修事業(事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電

気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等(以下この号において「設計等」という。)に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業をいう。

第七条(において同じ。)に係る契約に關する基本的事項

四 建築物に關する契約その他国及び独立行政法人等の契約であつて、前二号に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に關する基本的事項
五 その他温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に關する重要事項

3 基本方針を定めるに当たっては、地球温暖化対策の推進に關する法律(平成十年法律第百十七号)第二十号の二第一項に規定する政府実行計画の実施の效果的な推進に資するようにするとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮するものとする。

4 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等(国にあつては各省各庁の長、独立行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。)と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、環境大臣が基本方針に定められる契約に係る事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

6 環境大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進)

第六条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長(当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。)は、基本方針に定めるところに従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国の債務負担)

第七条 国が省エネルギー改修事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

(締結実績の概要の公表等)

第八条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(環境大臣の要請)

第九条 環境大臣は、各省各庁の長等に対し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(国による情報の整理等)

第十条 国は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するため、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その結果を広く提供するものとする。

(地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進)

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、地方公共団体にあってはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあってはその事務及び事業に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定めるものとする。

3 地方公共団体及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 地方公共団体及び地方独立行政法人は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するよう努めるものとする。

(公正な競争の確保)

第十二条 国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するものとする。

(他の施策との調和)

第十三条 国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、他の国等の契約に関する施策との調和を確保するものとする。

2 国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、エネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討等)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況(次項において「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。)を総合的に評価して落札者を決定する方式等について、電気事業者の温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更等に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の

排出の程度を示す係数等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式によるものとする。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月十二日

厚生労働委員長 鶴保 庸介
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を引き上げるとともに、障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算(厚生労働省所管)に約二千七百万円が計上されている。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年三月二十九日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の三 第四項中「前条第一項」を「第八条の二第一項に改め、同条を第八条の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。

(障害年金及び障害一時金の額の自動改定)

第八条の三 改定率が一を上回る場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項の表	
四、〇〇六、一〇〇円	その額に一〇分の七を乗じて得た額を基準として政令で定める額
五、七二三、〇〇〇円	五、七二三、〇〇〇円に第八条の三第一項の改定率(以下この条及び次条において「改定率」という。)を乗じて得た額を基準として政令で定める額
四、七六九、〇〇〇円	四、七六九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
三、九二七、〇〇〇円	三、九二七、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
三、一〇八、〇〇〇円	三、一〇八、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
二、五一四、〇〇〇円	二、五一四、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
二、〇三三、〇〇〇円	二、〇三三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
一、八五三、〇〇〇円	一、八五三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
一、六八六、〇〇〇円	一、六八六、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額

第八条第二項(前条第二項及び次条第五項において準用する場合を含む。)	
一、三五二、〇〇〇円	一、三五二、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
一、〇八九、〇〇〇円	一、〇八九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
九六一、〇〇〇円	九六一、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
十九万三千二百円	十九万三千二百円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
七万二千元	七万二千元に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額(以下この項において「二人までのときの額」という。)
十三万二千元	十三万二千元に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額(以下この項において「配偶者がいないときの額」という。)
十四万四千元	二人までのときの額に二を乗じて得た額
二十万四千元	配偶者がいないときの額に二人までのときの額を加えた額
三万六千元	三万六千元に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
同項	前項
十九万三千二百円	十九万三千二百円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
第八条第三項(前条第三項及び次条第五項において準用する場合を含む。)	二十七万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
二十八万円	二十八万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額

二項及び次 条第五項に おいて準用 する場合を 含む。		前条第七 項	前条第一項 の表
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表のとおり	三、〇五四、一〇〇円
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	その額に一〇分の七を乗じて得た額を基準として政令で定める額
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	四、三六三、〇〇〇円
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	三、六三九、〇〇〇円
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	三、〇〇七、五〇〇円
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	二、三八三、九〇〇円
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	一、九三八、七〇〇円
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	一、五七一、一〇〇円
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	一、四二八、二〇〇円
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	一、二九九、八〇〇円
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	一、〇四五、一〇〇円
二十一万円	二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	八四四、六〇〇円

前条第三項	表のとおり	七四三、〇〇〇円
表に定める額にそれぞれ改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	七四三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	

2 前項の改定率とは、第一号の規定により設定し、第二号から第五号までの規定により改定した率をいう。

一 平成十九年度における改定率は、〇・九六七とする。

二 改定率については、毎年度、イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率、その率が一を下回るときは、一とする。を基準として改定する。

イ 当該年度の国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第二十七条に規定する改定率(同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定したものに限る。以下「国民年金改定率」という。)

口 平成十九年度(この号から第五号までの規定による改定率を引き上げる改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年度の国民年金改定率)

三 当該年度の前年度における改定率が一を下回り、かつ、当該年度の国民年金改定率が国民年金法第二十七条の五の規定により改定したものである場合における改定率の改定については、当該年度の前年度の国民年金改定率を同法第二十七条の三の規定により改定した率を当該年度の国民年金改定率とみなして、前号の規定を適用する。ただし、同号及びこの号本文の規定による改定により改定率が一を上回ることとなるときは、この限りでない。

四 前号ただし書に規定する場合において、第二号の規定による改定により改定率が一を下回ることとなるときは、改定率については、一とする。

五 前三号の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第十三条第一項第六号中「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に改める。

第二十六条第一項中「百九十六万二千五百円」を「百九十六万六千八百円」に改める。

第二十七条第一項中「五万六千四百円」を「百九十六万二千五百円」を「百九十六万六千八百円」に、「百五十五万九千五百円」を「百五十七万三千五百円」に改め、同条第三項の表中「五〇三、七五〇円」を「五五七、六〇〇円」に、「四〇二、五五〇円」を「四五六、四〇〇円」に、「二八一、一五〇円」を「三三五、〇〇〇円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(遺族年金及び遺族給与金の額の自動改定)

第二十七条の二 第八条の三第一項の改定率が一を上回り、又は厚生年金加算額等が十五万二千八百円を上回る場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六條 第一項各号 列記以外の 部分	七万二千元	七万二千元に第八條の三第一項の改定率(その率が一を下回るときは、一とする。以下この項及び次条第三項の表において「改定率」という。)を乗じて得た額を基準として政令で定める額
第二十六條 第一項第一号	百九十六万六千八百円	百八十一万四千円に改定率を乗じて得た額に第二十七條の二第一項の厚生年金加算額等(その額が十五万二千八百円を下回るときは、十五万二千八百円とする。)を加えた額を基準として政令で定める額
第二十六條 第二項第二号	百九十六万六千八百円	前号に定める額
第二十六條 第一項第二号	七万二千元	七万二千元に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
前条第一項	前条第一項	次条第一項の規定により読み替えられた前条第一項
前条第三項 の表	「百九十六万六千八百円」 百五十七万三千五百円 五五七、六〇〇円	同項第一号中「百八十一万四千円」 百四十二万七千七百円 四〇四、八〇〇円に改定率を乗じて得た額に次条第一項の厚生年金加算額等(その額が一五二、八〇〇円を下回るときは、一五二、八〇〇円とする。以下この表において「加算額」という。)を加えた額を基準として政令で定める額
	四五六、四〇〇円	三〇三、六〇〇円に改定率を乗じて得た額に加算額を加えた額を基準として政令で定める額
	三三五、〇〇〇円	一八二、二〇〇円に改定率を乗じて得た額に加算額を加えた額を基準として政令で定める額

2 前項の厚生年金加算額等とは、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第七十八條第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法第三條の規定による改正前の厚

生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第六十二條の二第一項第二号に定める額(同号に規定する改定率のうち国民年金改定率を乗じて得たものに限るものとし、その額が十五万二千八百円を上回るときは、十五万二千

八百円にその上回る部分の額を勘案して政令で定める額を加えた額とする。)をいう。
第三十二條第三項第二号及び第三号中「五万六千円」を「五万六千四百円」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第八條の三第一項の改定率が一を上回る場合においては、前項第一号中「七万二千元」とあるのは「七万二千元に第八條の三第一項の改定率(以下この項において「改定率」という。)を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、同項第二号及び第三号中「五万六千四百円」とあるのは「五万六千四百円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

第四十三條の次に次の一条を加える。
(障害年金等の支払の調整)

第四十三條の二 障害年金、遺族年金又は遺族給与金(以下この条及び次条において「障害年金等」という。)の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として障害年金等が支払われたときは、その支払われた障害年金等は、その後支払うべき障害年金等の内払とみなすことができる。障害年金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の障害年金等が支払われた場合における当該障害年金等の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

2 障害年金等を受ける権利を有する者が死亡したためその権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分

として当該障害年金等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この項において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき遺族年金又は遺族給与金があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該遺族年金又は遺族給与金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第四十四條中「障害年金、遺族年金又は遺族給与金」を「障害年金等」に改める。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十八項に次のただし書を加える。

ただし、同法第八條の三第一項の改定率が一を上回る場合においては、これらの額にそれぞれ同項の改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額とする。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
附則第八條第四項中「五万六千円」を「五万六千四百円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、遺族援護法第八條の三第一項の改定率が一を上回る場合においては、これらの額にそれぞれ同項の改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成十九年十月から平成二十年九月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)第二十七条第一項中「五万六千四百円」とあるのは「五万六千二百円」と、「百五十七万三千五百円」とあるのは「百五十六万八千七百円」と、同条第三項の表中「五五七、六〇〇円」とあるのは「五一四、五五〇円」と、「四五六、四〇〇円」とあるのは「四一三、三五〇円」と、「三三五、〇〇〇円」とあるのは「二九一、九五〇円」と、改正後の遺族援護法第二十七条の二第一項の表中「百五十七万三千五百円」とあるのは「百五十六万八千七百円」と、「百四十二万七千七百円」とあるのは「百四十一万五千九百円」と、「五五七、六〇〇円」とあるのは「五一四、五五〇円」と、「次条第一項の厚生年金加算額等(その額が一五二、八〇〇円を下回るときは、一五二、八〇〇円とする。）」とあるのは「一〇九、七五〇円」と、「四五六、四〇〇円」とあるのは「四一三、三五〇円」と、「三三五、〇〇〇円」とあるのは「二九一、九五〇円」とあるのは「二九一、九五〇円」と、改正後の遺族援護法第三十二条第三項第二号及び第三号並びに第

四項中「五万六千四百円」とあるのは「五万六千二百円」とする。

2 平成二十年十月から平成二十三年九月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、改正後の遺族援護法第二十七条第三項の表中「五五七、六〇〇円」とあるのは「五一四、五五〇円以上五五七、六〇〇円以下の範囲内において政令で定める額」と、「四五六、四〇〇円」とあるのは「四一三、三五〇円以上四五六、四〇〇円以下の範囲内において政令で定める額」と、「三三五、〇〇〇円」とあるのは「二九一、九五〇円以上三三五、〇〇〇円以下の範囲内において政令で定める額」と、改正後の遺族援護法第二十七条の二第一項の表中「五五七、六〇〇円」とあるのは「五一四、五五〇円以上五五七、六〇〇円以下の範囲内において政令で定める額」と、「次条第一項の厚生年金加算額等」とあるのは「二〇九、七五〇円以上次条第一項の厚生年金加算額等」と、「以下この表」とあるのは「以下の範囲内において政令で定める額(以下この表」と、「四五六、四〇〇円」とあるのは「四一三、三五〇円以上四五六、四〇〇円以下の範囲内において政令で定める額」と、「三三五、〇〇〇円」とあるのは「二九一、九五〇円以上三三五、〇〇〇円以下の範囲内において政令で定める額」とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十九年十月から平成二十年九月まで

の月分の遺族年金については、第三条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第四項中「五万六千四百円」とあるのは、「五万六千二百円」とする。

(検討)

第四条 改正後の遺族援護法第八条の三第二項第二号に規定する同条第一項の改定率の改定の基準となる率が一を下回る場合において、同号の規定により難いと認められる特段の事情が生じたときは、同項の改定率の改定の在り方について検討を行い、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

審査報告書

測量法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月十二日

国土交通委員長 大江 康弘
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、測量において得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の測量成果を電磁的方法により提供する制度の創設、測量成果の複製又は使用に係る規制の合理化等の措置を講じようとするものであり、妥当

な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

測量法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

測量法の一部を改正する法律案

測量法の一部を改正する法律

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十五条」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第五条中「のうち、小道路若しくは建物のため等」を「で次に掲げるものをいい、建物に関する測量その他」に改め、「局地的測量又は」の下に「小縮尺図の調製その他の」を加え、「除き、測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担し、若しくは補助して実施するものをいう」を「除く」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量

二 基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの

イ 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業

ロ その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業

第六条中「小道路若しくは建物のため等」を「建物に関する測量その他」に改め、「局地的測量又は」の下に「小縮尺図の調製その他の」を加える。

第二十条第一項中「第十七条又は第十八条」を「から第十八条まで」に、「かき」を「垣」に、「生じたとき」を「受けた者がある場合において」に、「所有者に対して、相当の価額により、その」を「損失を受けた者に対して、通常生ずべき」に改め、同条第二項中「ついで」を削り、「ときは、政令の定める手続」を「場合においては、政令で定めるところ」に改める。

第二十一条第一項中「長は、」の下に「基本測量において」を加え、「場合においては」を「ときは、遅滞なく」に、「所在」を「所在地その他国土交通省令で定める事項」に、「通知しなければ」を「通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければ」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「遅滞なく、その旨を」を加え、「以下」を「次項及び第三十七条第二項において」に改め、「その旨を」を削り、同条第三項中「市町村長は、」の下に「基本測量の」を加える。

第二十二条中「移転、」を「移転、」の行為により」を「国土地理院の長の承諾を得ないで」に、「ため設置した測量標の効用を害して」を「測量標を移転

し、汚損し、その他その効用を害する行為をして」に改める。

第二十三条第一項中「長は、」の下に「基本測量の」を、「ときは、」の下に「遅滞なく、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項を」を加え、「通知しなければ」を「通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければ」に改める。

第二十四条第一項中「永久標識」を「基本測量の永久標識」に、「き損」を「汚損」に、「虞が」を「おそれ」に、「標識の敷地」を「永久標識若しくは一時標識の敷地」に、「附近」を「付近」に、「詳記した」を「記載した」に改め、「都道府県知事を経由して（国又は都道府県が行為をしようとする場合においては、直接に）を削り、「標識の移転」を「永久標識又は一時標識の移転」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による請求（国又は都道府県が行うものを除く。）は、当該永久標識又は一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該請求に係る事項に関する意見を付して、国土地理院の長に送付するものとする。

第二十四条第三項及び第四項中「標識」を「永久標識又は一時標識」に改める。

第二十六条中「ために設置した」を削る。

第二十七条第二項中「地図その他必要と認め

るものを刊行しなければ」を「地図その他一般の利用に供することが必要と認められるものについては、これらを刊行し、又はこれらの内容である情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとらなければ」に改め、同条第三項中「保管し」の下に「国土交通省令で定めるところにより」を加える。

第二十八条第一項中「又は基本測量の測量記録を閲覧し、又はその謄本若しくは」を「及び測量記録の謄本又は」に、「求めよう」を「受けよう」に、「の定める手続を」で定めるところに、「これをしなければ」を「国土地理院の長に申請をしなければ」に改め、同条第二項中「謄本」を「謄本」に、「を求めよう」とを「の申請を」に改める。

第二十九条中「を複製しようとする者は」を「（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。）を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数

の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ」に改め、同条後段を削る。

第三十条第一項中「使用して」の下に「基本測量以外の」を加え、「国土地理院の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるかを確かめるために」を「国土交通省令で定めるところにより」に、「その承認」を「国土地理院の長の承認」に改め、同条第三項中「直接又は間接に」を削り、「を出そうとする者は、」を「（当該刊行物が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第四十四条第四項において同じ。）を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により基本測量の測量成果を使用して」を「第一項の承認を得て」に、「係る測量の」を「より得られた」に、「使用した基本測量の測量成果を」基本測量の測量成果を使用した旨」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土地理院の長は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。 二 当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でないこと。 第三十三条第一項中「場合においては、あらかじめ当該測量を」ときは、当該公共測量に、「計算法等を規定した」を「計算法その他国土交通省令で定める事項を定めた」に、「定めて」を「定め、あらかじめ」、場合もを」ときも、に改め、同条第二項中「作業規程に基づいて」を「承認を得た作業規程に基づいて」に改める。 第三十五条中「対して勧告し」を「対し、公共測量の計画若しくは実施について必要な勧告をし」に改める。 第三十六条中「左に」を「あらかじめ、次に」に、「添えて、あらかじめ」を「提出して、」に、「場合」を「とき」に改め、同条第三号を削る。 第三十七条第二項中「報告」を「情報の提供」に改め、同条第三項中「測量計画機関は、」の下に「公共測量において」を、「遅滞なく、」の下に「その種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項を」を加え、「その種類、敷地の所在その他必要と認められる事項を」を削り、同条に次の一項を加える。 4 測量計画機関は、自ら実施した公共測量の永久標識を移転し、撤去し、又は廃棄したときは、遅滞なく、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項を国土地理院の長に通知しなければならない。	第三十八条中「及び前条第三項を」と並びに前条第三項及び第四項に、「には」を「については」に改める。 第三十九条中「第二十一条及び第二十三条から第二十六条まで」を「第二十一条及び第二十三条に」、「あるのは」を「測量計画機関の長」と、「を」と、「あり、並びに」に、「それぞれ」を「第二十一条第三項並びに第二十四条第一項及び第二項中「国土地理院の長」とあるのは当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第二十二條及び第二十六条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第二十二條中「得ないで」とあるのは「得ない」と、第二十四條第三項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第二十五条中「国土地理院の長は」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第二十六条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て」とあるのは「得て、当該」とに改める。 第四十二条の見出し中「測量成果」の下に「の写し」を加え、同条第一項中「第二十七条第三項の規定」を「国土地理院の長に」、「写及び」を「写し及び」に、「写に準用する」を「写しを保管し、国土交通省令で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。	2 前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。この場合においては、第二十八条第二項の規定を準用する。 第四十二条第三項中「当該機関を」と、当該測量計画機関に改め、「保管」の下に「並びに当該測量成果に係る次条又は第四十四条第一項の承認の申請の受理に関する事務」を加える。 第四十三条中「地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、当該を」図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た」と改め、「長の」を削り、同条後段を削る。 第四十四条第一項中「測量計画機関の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確かめるために当該測量成果を作成した」を「あらかじめ、当該測量成果を得た」に改め、「長の」を削り、同条第三項中「直接又は間接に」を削り、「出そうとする者は、」を「刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該」に改め、同項を同条	第四項とし、同条第二項中「前項の場合においては、」を「第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた」に改め、「使用した」を削り、「測量成果を」の下に「使用した旨を」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反していること。 二 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。 第四十七条を削る。 第四十六条第一項中「により」を「による」に、「もの」と認める」を「と認めて指定する」に、「写の」を「写し」に改め、「できる」の下に「この場合において、」を加え、「場合においては、」を「ときは、その」に、「のための実費」を「に要する費用」に、「が負担する」を「の負担とする」に改め、同条第二項を次のように改める。 2 前項の測量の実施者は、正当な理由があるときは、同項の規定による測量成果若しくは測量記録の閲覧又はこれらの写しの提出を拒むことができる。 第四十六条第三項を削り、第四章中同条を第四十七条とする。 第四十五条の見出しを「(届出等)」に改め、同条
--	---	---	--

第一項中「第六条の」を削り、「あらかじめ」の下に「国土交通省令で定めるところにより、その旨を」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出があった場合において、測量の正確さを確保するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る基本測量及び公共測量以外の測量の実施について必要な勧告をすることが出来る。

第四十五条に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、前項の規定により勧告をするに当たっては、当該届出に係る基本測量及び公共測量以外の測量の実施を妨げることとならないよう当該勧告の内容について特に配慮しなければならぬ。

第四十五条を第四十六条とし、第三章第二節中第四十四条の次に次の一条を加える。

(国土地理院が実施する公共測量の測量成果)

第四十五条 第二十七条第一項の規定は国土地理院が実施する公共測量の測量成果について、同条第三項及び第二十八条の規定は国土地理院が実施する公共測量の測量成果及び測量記録について準用する。この場合において、第二十七条第一項中「国土交通大臣」とあるのは「国土地理院の長」と、「官報で公告しなければ」とあるのは「インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければ」と読み替えるものとする。

2 第四十条から第四十二条までの規定は、国土地理院が実施する公共測量の測量成果及び測量記録については、適用しない。

第五十一条の十二第二項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られている記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)」を削り、「次項及び」を「同項及び」に改める。

第五十三条中「政令の」を「政令で」に改める。

第五十六条の二第三項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める。

第五十六条の三「以下」を「第五十七条第二項第四号及び」に改める。

第五十六条の四第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める。

第六十条第一項中「第二十四条第一項を」第二十四條第二項に改め、「市町村」の下に「特別区を含む。次項において同じ。」を加える。

第六十四条第二号中「第二十九条前段」を「第二十九条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公共測量として指定された測量等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に生じたこの法律による改正前の測量法(以下この条において「旧法」という。)第二十条に規定する損失に対する補償については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第四十七条の規定による指定を受けている測量は、この法律の施行の日にこの法律による改正後の測量法(以下「新法」という。)第五条第二号の規定による指定を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の項中「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項」に改め、「市町村」の下に「特別区を含む。」を加える。

投票者氏名

日程第一 独立行政法人日本原子力研究開発機構
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一八一名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	有村 治子君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩永 浩美君	魚住 汎英君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大仁田 厚君	大野つや子君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	狩野 安君
景山俊太郎君	片山虎之助君
神取 忍君	河合 常則君
岸 宏一君	岸 信夫君
北岡 秀二君	北川イツセイ君

国井 正幸君	倉田 寛之君	伊藤 基隆君	家西 悟君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	日程第二 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案(愛知 治郎君外三名発議)	賛成者氏名	阿部 正俊君	愛知 治郎君
小池 正勝君	小泉 昭男君	犬塚 直史君	岩本 司君	森 ゆうこ君	築瀬 進君			青木 幹雄君	秋元 司君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	江田 五月君	小川 敏夫君	柳澤 光美君	柳田 稔君			浅野 勝人君	有村 治子君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	尾立 源幸君	大石 正光君	山下八洲夫君	山根 隆治君			市川 一朗君	岩井 國臣君
清水嘉与子君	椎名 一保君	大江 康弘君	大久保 勉君	山下八洲夫君	山根 隆治君			岩永 浩美君	魚住 汎英君
末松 信介君	鈴木 政二君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	山本 孝史君	蓮 舫君			小野 清子君	尾辻 秀久君
世耕 弘成君	関口 昌一君	神本美恵子君	木俣 佳丈君	荒木 清寛君	渡辺 秀央君			大仁田 厚君	大野つや子君
関谷 勝嗣君	田浦 直君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君	加藤 修一君	浮島とも子君			岡田 直樹君	岡田 広君
田村 公平君	田村耕太郎君	小林 正夫君	小林 元君	澤 雄二君	風間 昶君			荻原 健司君	狩野 安君
伊達 忠一君	竹山 裕君	奥石 東君	佐藤 泰介君	西田 実仁君	白浜 一良君			景山俊太郎君	片山虎之助君
武見 敬三君	谷川 秀善君	芝 博一君	櫻井 充君	弘友 和夫君	遠山 清彦君			神取 忍君	河合 常則君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	下田 敦子君	島田智哉子君	松 あきら君	福本 潤一君			岸 宏一君	岸 信夫君
中川 義雄君	中曾根弘文君	榛葉賀津也君	主濱 了君	山下 栄一君	山口那津男君			北岡 秀二君	北川イツセイ君
中原 爽君	中村 博彦君	田名部匡省君	鈴木 寛君	山本 保君	山本 香苗君			国井 正幸君	倉田 寛之君
二之湯 智君	西島 英利君	高橋 千秋君	高嶋 良充君	鰐淵 洋子君	渡辺 孝男君			小池 正勝君	鴻池 祥肇君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	ツルネ マルティ君	千葉 景子君	市田 忠義君	井上 哲士君			佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
南野知恵子君	橋本 聖子君	角田 義一君	津田弥太郎君	紙 智子君	緒方 靖夫君			坂本由紀子君	清水嘉与子君
林 芳正君	藤井 基之君	那谷屋正義君	富岡由紀夫君	小林美恵子君	小池 晃君			椎名 一保君	末松 信介君
藤野 公孝君	保坂 三蔵君	直嶋 正行君	内藤 正光君	仁比 聡平君	大門実紀史君			鈴木 政二君	世耕 弘成君
舩添 要一君	松田 岩夫君	羽田雄一郎君	西岡 武夫君	亀井 郁夫君	吉川 春子君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君
松村 祥史君	松村 龍二君	林 久美子君	白 眞勲君	荒井 広幸君	長谷川憲正君			田浦 直君	田村 公平君
松山 政司君	矢野 哲朗君	平野 達男君	平田 健二君	鈴木 陽悦君	今泉 昭君			田村耕太郎君	伊達 忠一君
山内 俊夫君	山崎 力君	広中和歌子君	広田 一君	近藤 正道君	三 名			竹山 裕君	武見 敬三君
山崎 正昭君	山谷えり子君	藤末 健三君	藤本 哲郎君	又市 征治君	近藤 正道君			谷川 秀善君	鶴保 庸介君
山本 順三君	吉村剛太郎君	藤原 正司君	前川 祐司君		又市 征治君				
若林 正俊君	脇 雅史君	松井 孝治君	松岡 徹君						
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	松下 新平君	円 より子君						

中川 雅治君	中川 義雄君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	山本 保君	渡辺 孝男君	岸 信夫君	北岡 秀二君
中曾根弘文君	中原 爽君	田名部匡省君	高嶋 良充君	鰐淵 洋子君	亀井 郁夫君	北川イッセイ君	国井 正幸君
中村 博彦君	二之湯 智君	高橋 千秋君	千葉 景子君	長谷川憲正君	荒井 広幸君	倉田 寛之君	小池 正勝君
西島 英利君	野上浩太郎君	ツルギ マルティ君	津田弥太郎君	今泉 昭君	鈴木 陽悦君	小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
野村 哲郎君	南野知恵子君	角田 義一君	富岡由紀夫君			佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
橋本 聖子君	林 芳正君	那谷屋正義君	内藤 正光君	反對者氏名	一二名	坂本由紀子君	清水嘉与子君
藤井 基之君	藤野 公孝君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	井上 哲士君	市田 忠義君	椎名 一保君	末松 信介君
保坂 三蔵君	舩添 要一君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	緒方 靖夫君	紙 智子君	鈴木 政二君	世耕 弘成君
松田 岩夫君	松村 祥史君	林 久美子君	平田 健二君	小池 晃君	小林美恵子君	関口 昌一君	関谷 勝嗣君
松村 龍二君	松山 政司君	平野 達男君	広田 一君	大門実紀史君	仁比 聡平君	田浦 直君	田村 公平君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	広中和歌子君	福山 哲郎君	吉川 春子君	近藤 正道君	田村耕太郎君	伊達 忠一君
山崎 力君	山崎 正昭君	藤末 健三君	藤本 祐司君	淵上 貞雄君	又市 征治君	竹山 裕君	武見 敬三君
山谷えり子君	山本 順三君	藤原 正司君	前川 清成君			谷川 秀善君	鶴保 庸介君
吉村剛太郎君	脇 雅史君	松井 孝治君	松岡 徹君	日程第三 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部 を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名 一八三名	中川 雅治君	中川 義雄君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	松下 新平君	円 より子君			中曾根弘文君	中原 爽君
伊藤 基隆君	家西 悟君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	賛成者氏名		中村 博彦君	二之湯 智君
犬塚 直史君	岩本 司君	森 ゆうこ君	築瀬 進君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	西島 英利君	野上浩太郎君
江田 五月君	小川 敏夫君	柳田 稔君	山下八洲夫君	青木 幹雄君	秋元 司君	野村 哲郎君	南野知恵子君
尾立 源幸君	大石 正光君	山根 隆治君	山本 孝史君	浅野 勝人君	有村 治子君	橋本 聖子君	林 芳正君
大江 康弘君	大久保 勉君	蓮 舩君	和田ひろ子君	市川 一朗君	岩井 國臣君	藤井 基之君	藤野 公孝君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	保坂 三蔵君	舩添 要一君
神本美恵子君	木俣 佳文君	浮島とも子君	加藤 修一君	小野 清子君	尾辻 秀久君	松田 岩夫君	松村 祥史君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君	風間 昶君	澤 雄二君	大仁田 厚君	大野つや子君	松村 龍二君	松山 政司君
小林 正夫君	小林 元君	白浜 一良君	谷合 正明君	岡田 直樹君	岡田 広君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
輿石 東君	佐藤 泰介君	西田 実仁君	浜田 昌良君	荻原 健司君	狩野 安君	山崎 力君	山崎 正昭君
佐藤 道夫君	櫻井 充君	弘友 和夫君	福本 潤一君	景山俊太郎君	片山虎之助君	山谷えり子君	山本 順三君
芝 博一君	島田智哉子君	松 あきら君	山口那津男君	金田 勝年君	神取 忍君	吉村剛太郎君	脇 雅史君
下田 敦子君	主演 了君	山下 栄一君	山本 香苗君	河合 常則君	岸 宏一君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君

伊藤 基隆君	家西 悟君	松下 新平君	円 より子君	日程第四 測量法の一部を改正する法律案(内閣提出)	中川 雅治君	中川 義雄君
犬塚 直史君	岩本 司君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	賛成者氏名	中曾根弘文君	中原 爽君
江田 五月君	小川 敏夫君	森 ゆうこ君	築瀬 進君	阿部 正俊君	中村 博彦君	二之湯 智君
尾立 源幸君	大石 正光君	柳澤 光美君	柳田 稔君	青木 幹雄君	西島 英利君	野上浩太郎君
大江 康弘君	大久保 勉君	山下八洲夫君	山根 隆治君	浅野 勝人君	野村 哲郎君	南野知恵子君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	山本 孝史君	蓮 舫君	市川 一朗君	橋本 聖子君	林 芳正君
神本美恵子君	木俣 佳丈君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君	岩永 浩美君	藤井 基之君	藤野 公孝君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君	荒木 清寛君	浮島とも子君	小野 清子君	岩井 國臣君	舛添 要一君
小林 正夫君	小林 元君	加藤 修一君	風間 昶君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	松村 祥史君
奥石 東君	佐藤 泰介君	澤 雄二君	白浜 一良君	大仁田 厚君	尾辻 秀久君	松田 岩夫君
佐藤 道夫君	櫻井 充君	谷合 正明君	西田 実仁君	岡田 直樹君	大野つや子君	松村 龍二君
芝 博一君	島田智哉子君	浜田 昌良君	弘友 和夫君	荻原 健司君	岡田 広君	矢野 哲朗君
下田 敦子君	主濱 了君	福本 潤一君	松 あきら君	景山俊太郎君	狩野 安君	山崎 力君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	山口那津男君	山下 栄一君	金田 勝年君	片山虎之助君	山谷えり子君
田名部匡省君	高嶋 良充君	山本 香苗君	山本 保君	河合 常則君	神取 忍君	吉村剛太郎君
高橋 千秋君	千葉 景子君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	岸 信夫君	岸 宏一君	浅尾慶一郎君
シルン マルテ君	津田弥太郎君	井上 哲士君	市田 忠義君	北川イツセイ君	北岡 秀二君	伊藤 基隆君
角田 義一君	富岡由紀夫君	緒方 靖夫君	紙 智子君	倉田 寛之君	国井 正幸君	犬塚 直史君
那谷屋正義君	内藤 正光君	小池 晃君	小林美恵子君	小泉 昭男君	小池 正勝君	江田 五月君
直嶋 正行君	西岡 武夫君	大門実紀史君	仁比 聡平君	佐藤 昭郎君	鴻池 祥肇君	尾立 源幸君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	吉川 春子君	近藤 正道君	坂本由紀子君	佐藤 泰三君	大江 康弘君
林 久美子君	平田 健二君	淵上 貞雄君	又市 征治君	椎名 一保君	末松 信介君	岡崎トミ子君
平野 達男君	広田 一君	亀井 郁夫君	長谷川憲正君	鈴木 政二君	清水嘉与子君	神本美恵子君
広中和歌子君	福山 哲郎君	荒井 広幸君	今泉 昭君	関口 昌一君	世耕 弘成君	北澤 俊美君
藤末 健三君	藤本 祐司君	鈴木 陽悦君		田浦 直君	関谷 勝嗣君	郡司 彰君
藤原 正司君	前川 清成君			田村耕太郎君	田村 公平君	小林 元君
松井 孝治君	松岡 徹君			竹山 裕君	伊達 忠一君	佐藤 泰介君
				谷川 秀善君	武見 敬三君	櫻井 充君
					鶴保 庸介君	島田智哉子君
						下田 敦子君

主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
千葉 景子君	シルキン マルティン君
津田弥太郎君	角田 義一君
富岡由紀夫君	那谷屋正義君
内藤 正光君	直嶋 正行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	林 久美子君
平田 健二君	平野 達男君
広田 一君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤本 祐司君	藤原 正司君
前川 清成君	前田 武志君
松井 孝治君	松岡 徹君
松下 新平君	円 より子君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
森 ゆうこ君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	蓮 舩君
和田ひろ子君	渡辺 秀央君
荒木 清寛君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君

反対者氏名

○名

山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	近藤 正道君
淵上 貞雄君	又市 征治君
亀井 郁夫君	長谷川憲正君
荒井 広幸君	今泉 昭君
鈴木 陽悦君	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	一五円